2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす砂防工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること）。

①　砂防堰堤（治山・地すべり・急傾斜事業における砂防堰堤を含む）工事の施工実績があること。

②　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうち何れか１社が、上記①から②までの要件を満たしていること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす砂防工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　砂防堰堤（治山・地すべり・急傾斜事業における砂防堰堤を含む）工事の施工経験があること。

㋑　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できることとし、うち１人が上記①及び②の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑺　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑺の要件を満たしていること。

⑾　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①から②までと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

㈠　指定テーマ：鋼製セグメントセル堰堤施工時の降雨・出水時に対する品質確保対策についての提案

なお、上記②技術提案の評価は入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

⑵　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、設計図書における諸法令を遵守するとともに、東北地方整備局制定共通仕様書及び次の㈠の要件を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

㈠　鋼製セグメントセル堰堤施工時の降雨・出水時に対する品質確保対策についての提案について設計図書を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑷「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑷　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、上記⑴②の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は30点とする。